



131号

平成26年9月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

事務局

〒105-0003 東京都港区

西新橋3-23-6 白川ビル3F

TEL 03(3437)0201

FAX 03(3437)0301

URL <http://www.kanzeikai.jp>

E-mail info@kanzeikai.jp

印刷 株式会社 総 北 海



沖縄県那覇市（首里城正殿）

主要目次

平成27年度 税制及び執行に関する要望書… 2～4

平成26年度 「消費税等に関するアンケート調査」
結果報告…………… 5

全間連最重点施策を決定し実施中／
平成25年度 租税滞納状況…………… 6～7

間税会組織の現状…………… 8

広報だより（仙台間連）…………… 9

局連だより（沖縄間連）…………… 10～11

間税会だより…………… 12～15

甲府・大月・大宮・川口

高崎・岐阜南・福岡

全間連の動き…………… 16

消費税 活かすみんなの 間税会

消費税単一税率の維持を強く要望 与党税制協議会ヒアリング

全間連は、7月8日、東京・千代田区の議員会館において、与党税制協議会（座長＝野田毅衆議院議員）が行った消費税の軽減税率制度導入に関する関係団体へのヒアリングに出席し、「消費税は単一税率を維持すべきである」旨、強く要望しました。

全間連からは鈴木泰生税制委員長、大沢守税制副委員長、吉田一宗専務理事が出席し、主に次のような陳述を行いました。

- 1 全間連は、消費税の導入に併せて廃止された「旧物品税などの個別間接税」が抱えていた不公平感等を解消し、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度」への切り替えを求めて活動してきた税務関係団体である。
- 2 したがって、軽減税率の対象品目に係る合理的な線引きが困難で不公平感等を助長し、かつ、事業者に追加的な事務負担を負わせることになる「軽減税率制度」の導入には、絶対に反対であり、「単一税率」の維持を強く求める。

平成
27
年度

税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造等の徹底した見直しを行うべきである。

（理 由）

「デフレ脱却・経済再生」の実現等を図る視点から、国の平成26年度の当初予算の総額は約95.9兆円と過去最高の規模となった。

その内容を見ると、消費税の税率引上げもあって、租税及び印紙収入が約50.0兆円で、平成19年度（約51.0兆円）以来、7年振りに50兆円台を回復することが期待されている。その一方、公債発行高は前年度（約45.5兆円）に比べ減少したものの約41.3兆円（国債依存度は43.0%）と見込まれている結果、平成26年度末の公債残高見込額は約780兆円と膨大な借金を抱える状況にある。

また、社会保障関係費は連年増加しており、平成26年度も前年度に比べ約1.4兆円増加し約30.5兆円の規模に達しており、今後、更に増加することが見込まれている。

このような増加する社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、いわゆる社会保障と税の一体改革関連法案が国会に提出され、消費税に関する部分については平成24年8月に国会で可決成立した。また、社会保障制度改革の全体像や進め方を明らかにする、いわゆる持続可能な社会保障制度確立改革推進法（以下「社会保障制度改革推進法」という。）も平成25年12月に成立した。

そのような中で、社会保障と税の一体改革関連法により消費税については、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられ、そして平成27

年10月からは10%に引き上げられることが予定されている。また、国の消費税収は増収分を含めて社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されるとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化された。

私たち間税会は、消費税の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性等から見て、今次の消費税の引上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、平成26年4月からの消費税の引上げを含め平成27年10月に予定されている消費税の引上げに当たっては、次に掲げる措置を併せ講ずることが必要である。

- (1) 消費税のほとんどが社会保障の財源に充てられることを踏まえ、平成25年12月に成立した社会保障制度改革推進法に明記された措置等を確実に実現するとともに、改革後の制度を維持するための財源規模等を国民に明らかにすること。
- (2) 平成27年10月の消費税の引上げに当たっては、経済状況の好転について種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で所要の措置を講ずること。
- (3) 消費税の税率引上げに伴う低所得者の負担緩和措置は、税体系全体の中で、更には、社会保障制度全体の中で対処すること。

なお、平成25年12月の自由民主党・公明党の平成26年度税制改正大綱で明記されている消費税の軽減税率制度については、社会保障と税の一体改革の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で実施すること。

- (4) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、

引き続き、政府一丸となって監視・取締りを行うなど、違反行為に対し厳正に対処すること。

- (5) 今次の消費税率の引上げが国民各層にかなりの負担増を求めることになることに鑑み、政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく見直すこととし、議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などあらゆる分野にわたり、徹底した歳出削減等を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。

2 消費税に関する事項

(1) 消費税の定着

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、長期的に安定した税制として、一層定着させるべきである。

〔理 由〕

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、将来的に安定した税制として、定着させるべきである。

(2) 単一税率の維持と低所得者の負担緩和措置

〔要 旨〕

消費税は、税率が10%に引き上げられる場合においても、単一税率を維持すべきである。

消費税の税率が10%になり、低所得者に対する消費税の負担緩和措置を講ずる必要が生じた場合には、食料品等を低い税率とする複数税率制度ではなく、所得税等において給付付き税額控除制度（還付制度）を設け、その対象にすることにより対処することを検討すべきである。

〔理 由〕

イ 消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることから、その税率は、単一税率が基本である。

ロ 低所得者に対する消費税負担を緩和するための措置としては、食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率（標準税率）より低い税率（軽減税率）とする考え方もあるが、複数税率制度は、税率区分の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であり、さらに、一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。

更に軽減税率が低所得者に配慮した措置であっても、導入されれば、それ以外の者（高所得者など）も当然にその効果を受けることになることも踏まえ、導入の適否について検討する必要がある。

ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとの価格設定をし、また、仕入税額控除に的確に対処するため、諸外国の例に習えば、取引関係書類に消費税額を明記する、いわゆる税額別記のイン

ボイス制度が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増につながる。

二 低所得者に対する税負担の緩和措置については、諸外国に例のあるように、所得税等において給付付き税額控除制度を設けるのが適当である。

(3) 軽減税率による複数税率制度の導入と国民の理解

〔要 旨〕

消費税率の引上げに伴い、軽減税率を設ける必要が生じた場合には、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討するとともに、関係事業者を含む国民の理解を得るためのプロセスを十分に講ずるなど、慎重に対処すべきである。

〔理 由〕

消費税率の引上げは、社会保障と税の一体改革の観点から行われていることを踏まえ、軽減税率による減収分は必要な財源を確保するとともに、旧物品税等の個別消費税制度が抱えていた課税の不公平感等を解消するために消費税が導入された経緯や、複数税率制度の導入により関係事業者の事務負担が増加するなど、これまでの軽減税率を巡る議論の経緯を十分に踏まえ、関係事業者を含む国民の理解を得るためのプロセスを十分に講ずるべきである。

〔補 足〕

消費税の税率が10%になり、国民感情等からみて、食料品などを軽減税率とせざるを得ない事態が生じた場合においては、その対象範囲は基礎的な食料品など、ごく狭い範囲に限定し、低所得者に対する全体的な負担軽減措置については、給付付き税額控除制度を併用実施するのが適当である。

(4) 仕入税額控除

〔要 旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

〔理 由〕

単一税率の下での仕入税額控除は、現行の請求書等保存方式で適切に対処できるので、欧州諸国の付加価値税のように税額別記のインボイスの保存を要件とするインボイス方式に切り替えるべきでない。

〔補 足〕

軽減税率による複数税率制度を導入する必要が生じた場合には、諸外国において仕入税額控除のため採用しているインボイス制度では免税事業者が取引から排除されるという問題等があることから、現行の請求書等保存方式を基本とした制度設計により免税事業者が取引から排除されないよう措置すべきである。

3 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

〔要 旨〕

石油関連諸税については、中長期的には、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(理 由)

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き検討すべきである。

(2) 印紙税の負担軽減

〔要 旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて更に検討を行うべきである。

(理 由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、抜本的な見直しをする必要がある。

(補 足)

社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行うべきである。

4 執行に関する事項

(1) 税務機構

〔要 旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

(2) 広 報

〔要 旨〕

消費税について、より深い理解を得るための広報をさらに行うべきである。

(理 由)

消費税について、制度の内容を広く周知することをも

ちろん必要であるが、消費税の国・地方公共団体の財政中に占める地位及び使途（年金、医療、介護、少子化対策）等について、さらに周知を図るべきである。

当連合会も、世界の消費税（付加価値税）実施国や消費税の使途等を示すポスター、リーフレット、クリアファイルの展示、配付等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的に取り組むべきである。

(3) 租税教育

〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

当連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配付したり、「税の標語」募集事業を実施しているところである。

消費税を含めた税の必要性、重要性を若年期から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協を発足したことは評価できるものの、引き続き、社会全体として租税教育を積極的に推進すべきである。

なお、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(4) 消費税の滞納整理

〔要 旨〕

消費税の滞納の未然防止、発生した滞納の早期、重点整理等に努められたい。

(理 由)

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、当連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

(5) e - Tax

〔要 旨〕

e - Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告及び揮発油税納税申告を加えていただきたい。

(理 由)

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e - Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

また、月例申告である揮発油税納税申告書も事務負担を軽減する観点からe - Taxの利用可能手続に加えていただきたい。

アンケート集計結果報告

I 調査目的

全間連では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、「平成26年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を財務省、国税庁及び政府税制調査会へ提出するとともに、自由民主党政務調査会及び民主党政策調査会にも提出し、主要な要望事項を説明してきたところです。

本年も、税制改正等の動きを踏まえ、時期に即した提言をすることとしています。

そして、その提言内容に会員の皆様の意見を反映させるために、このアンケート調査を実施しました。

ところで、消費税につきましては、平成24年8月に、今まで5%の消費税の税率を本年4月から8%に、また、平成27年10月からは10%に引き上げることを内容とする法律が成立しました。

そして、昨年1月24日に決定された政権与党(自由民主党と公明党)の平成25年度税制改正大綱におきましては、消費税の10%に引上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざし、同年12月に予定されている平成26年度税制改正決定時まで結論を得ることとされていました。

全間連では、従来から、消費税の税率構造について、食料品などを低い税率とする複数税率制度ではなく、税率は単一としつつ低所得者には負担した消費税相当額の一部を給付(還付)する給付付き税額控除制度によるよう提言をしてきました。

そのような中で、昨年12月12日に決定された政権与党の平成26年度税制改正大綱におきましては、「消費税の軽減税率制度については・・・関係事業者を含む国民の理解を得たうえで、税率10%時に導入する。このため、今後・・・軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について、検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制大綱を決定する」とされています。

このような背景を踏まえ、これらの問題について、全間連としてどのように対処し、どのような提言をすればよろしいか、会員の皆様の率直なお考えをお伺いするために、このアンケート調査を行いました。

(質 問)

- (1) 「単一税率」に関すること
- (2) 「低所得者に対する負担緩和策(逆進性対策)」に関すること

II 回答率

アンケート用紙の配布数15,000枚に対し、回答数は9,884枚で、回答率は65.9%であった。(別表1参照)

これは、25年の回答数8,828枚に対し1,056枚増加し、回答率は25年の58.9%から65.9%と7.0ポイント増加した。

III 回答内容の概要

質問項目別の回答内容は、次のとおりである。(別表2参照)

1 「単一税率」に関すること

「軽減税率の導入時期が確定するまでは、単一税率の要望を継続するのがよい」は59.6%、「政権与党の方針(導入時期は不明確だが軽減税率の導入が決定)を踏まえ、単一税率の要望は取り下げるのがよい」は18.1%となっている。

2 「低所得者に対する負担緩和策(逆進性対策)」に関すること

「軽減税率の導入時期が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の要望を継続するのがよい。」が39.7%、「軽減税率を導入するにしても、一部の食品に限定するなどその対象範囲は極力限定した上、給付付き税額控除制度との併用実施が望ましい」が28.4%「消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない」が16.5%となっている。

消費税等に関するアンケート調査集計結果別表2

	回答数 (人)	割合 (%)
1 「単一税率」に関すること		
① 軽減税率の導入時期が確定するまでは、単一税率の要望を継続するのがよい。	5,887	59.6
② 政権与党の方針(導入時期は不明確だが軽減税率導入が決定)を踏まえ、単一税率の要望は取り下げるのがよい。	1,789	18.1
③ 分からない	1,949	19.7
④ その他	158	1.6
⑤ 無回答	101	1.0
2 「低所得者に対する負担緩和策(逆進性対策)」に関すること		
① 軽減税率の導入時期が確定するまでは、従来からの給付付き税額控除制度の要望を継続するのがよい。	3,921	39.7
② 軽減税率を導入するにしても、一部の食品に限定するなどその対象範囲は極力限定した上、給付付き税額控除制度との併用実施が望ましい。	2,804	28.4
③ 消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	1,629	16.5
④ 分からない	1,311	13.3
⑤ その他	120	1.2
⑥ 無回答	99	1.0

アンケート調査回答率

別表1

区 分	配付枚数 枚	回 答 数 枚	回 答 率 %
東 京	3,000	1,670	55.7
関東信越	3,000	2,916	97.2
大 阪	100	66	66.0
北 海 道	850	647	76.1
仙 台	700	403	57.6
東 海	1,200	716	59.7
北 陸	1,100	527	47.9
広 島	1,400	606	43.3
四 国	1,400	743	53.1
福 岡	1,550	1,049	67.7
南 九 州	500	498	99.6
沖 縄	100	31	31.0
業 種	100	12	12.0
計	15,000	9,884	65.9

全間連、最重点施策を決定し実施中

○ 消費税完納運動の更なる推進

○ 消費税の啓発活動等の拡充



○ 会員増強による組織拡大等

全間連では、本年4月からの消費税率の引上げに伴い、消費税の会としての間税会の役割は益々高まってくることを踏まえ、本年4月以降における最重点施策を3点決定し、現在、積極的な取組みを展開中です。

- ① 消費税率の引上げに伴い、消費税の滞納残高の増加が懸念されるため、これまでの施策に創意工夫を加えながら実効性のある「消費税完納運動」を更に推進すること。
 - ② 消費税率の引上げにより、消費税の重要性が益々高まってくることを踏まえ、特に消費税に関する研修会、説明会など「消費税の啓発活動等」をこれまで以上に積極的に開催すること。
 - ③ これらの間税会活動を積極的に展開することなどを通じて、「会員増強による組織拡大等」を図ること。
- (平成29年4月1日現在の会員数の達成目標 12万人社)

平成25年度

租 税 滞 納 状 況

消費税の滞納残高

14年連続で減少

全間連は、預かり金的性格を持つ消費税の滞納発生を憂い、かねてから「消費税完納運動」推進してきているところです。

消費税の滞納状況を含む平成25年度の租税滞納状況が、去る7月に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成25年度の消費税の新規発生滞納額は2,814億円で、前年度の3,180億円に対し88.5%と11.5ポイント減少し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、平成25年度末で、3,564億円となり、前年度末対比90.0%と、10.0ポイント減少しました。

これで、消費税の滞納残高は、14年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成25年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

平成25年度租税滞納状況について

- 1 新規発生滞納額…5,477億円(前年度比7.7%減少)
- 2 整理済額……………6,765億円(前年度比1.3%減少)
- 3 滞納整理中のものの額
……1兆1,414億円(前年度比10.1%減少)

1 新規発生滞納額の状況

平成25年度においては、これまでに引き続き、期限内収納の実現を図るための期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、平成25年度の新規発生滞納額は、5,477億円と前年度(5,935億円)より458億円減少(7.7%減)しました。

このうち、消費税については、2,814億円で、前年度(3,180億円)より366億円(11.5%)の減少となっています。

新規発生滞納額は、引き続き減少傾向にあり、最も新規発生滞納額が多かった平成4年度(1兆8,903億円)の29.0%まで減少しました。

2 滞納発生割合の状況

平成25年度の滞納発生割合(新規発生滞納額5,477億円/徴収決定済額(47兆7,192億円))は、1.1%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、10年連続で2%を下回り、国税庁発足以来、最も低い割合となっています。

(注) 徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

3 整理済額の状況

平成25年度においては、これまでに引き続き、納税

者個々の実情を踏まえ法令等に基づき大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて確実に処理することに重点を置いて滞納の整理促進に努めた結果、平成25年度の整理済額は、6,765億円となり、前年度（6,850億円）より85億円（1.3%）減少しました。

4 滞納整理中のものの額の状況

平成25年度においては、滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成25年度末における滞納整理中の

ものの額は、1兆1,414億円となり、前年度（1兆2,702億円）より1,288億円（10.1%）減少しました。

滞納整理中のものの額は、平成11年度以降、15年連続で減少し、ピーク時（平成10年度、2兆8,149億円）の40.5%になりました。

このうち、消費税については、3,564億円と前年度（3,960億円）より396億円（11.1%）減少しました。

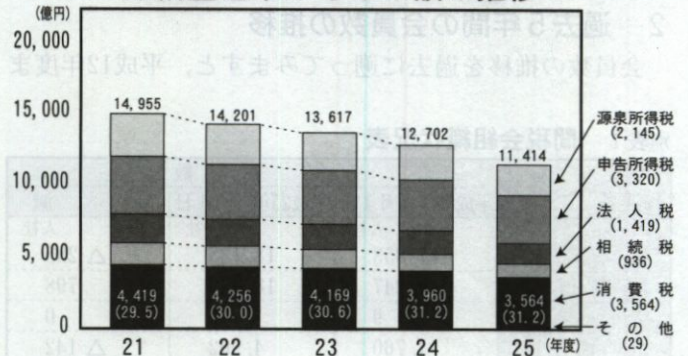
消費税の滞納整理中のものの額は、平成12年度以降14年連続で減少し、ピーク時（平成11年度、6,323億円）の56.4%になりました。

全税目の滞納状況

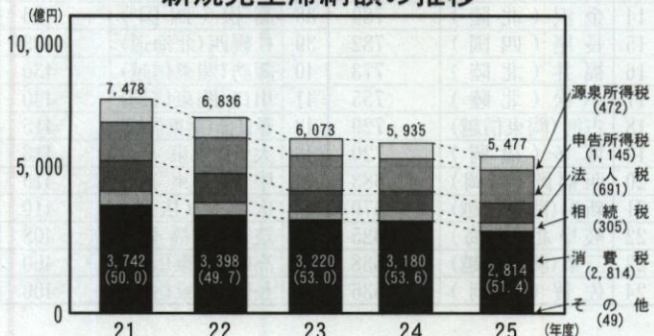
単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
21	7,478	83.2	8,061	84.0	14,955	96.2
22	6,836	91.4	7,591	94.2	14,201	95.0
23	6,073	88.8	6,657	87.7	13,617	95.9
24	5,935	97.7	6,850	102.9	12,702	93.3
25	5,477	92.3	6,765	98.7	11,414	89.9

滞納整理中のものの額の推移



新規発生滞納額の推移



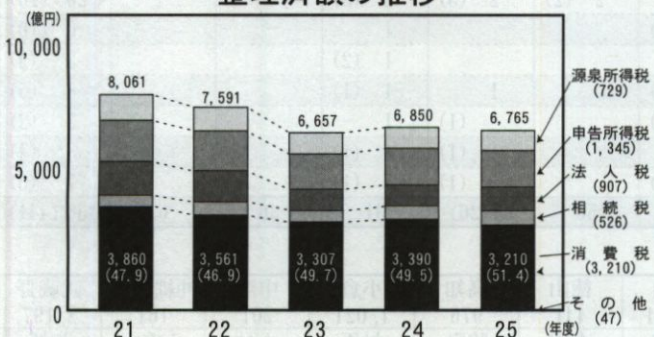
(注) 消費税の()内は、全税目中に占める消費税の割合である。
(以下の図も同じ)

消費税の滞納状況

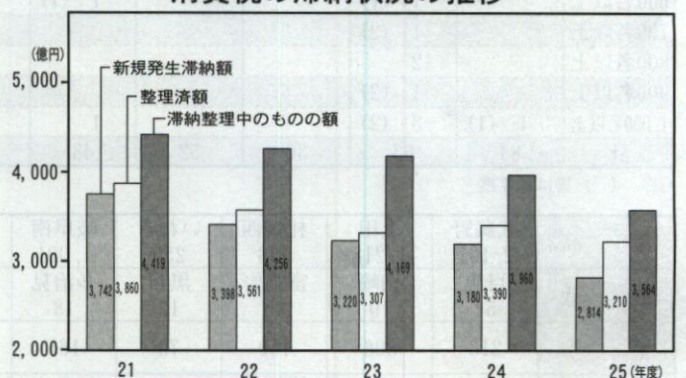
単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
21	3,742	90.9	3,860	92.5	4,419	97.4
22	3,398	90.8	3,561	92.3	4,256	96.3
23	3,220	94.8	3,307	92.9	4,169	98.0
24	3,180	98.8	3,390	102.5	3,960	95.0
25	2,814	88.5	3,210	94.7	3,564	90.0

整理済額の推移



消費税の滞納状況の推移



間税会組織の現状

1 間税会の組織状況

平成26年4月1日現在の会員数は87,390人社（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数88,809人社に対し1,419人社の減少となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局間連の会員数の変動を見ますと、会員数の増加しているのは、関東信越、東海、広島、福岡、南九州の5局間連で、あとの6局間連は減少しています。

2 過去5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみますと、平成12年度ま

では増加してきていましたが、平成13年度からは減少に転じ、この5年間も別表2のように減少傾向にあります。

3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200未満の会が293会と全体の67%を占めています。

また、1単位会当たり平均会員数は200人社となっています。

4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は会員数上位から48間税会（会員数400人以上）を掲載しました。

会員数ランキング48の局間連別では、①関東信越18、②福岡8、③東京・東海・北陸・四国5、④北海道、広島1となっています。

別表1 間税会組織状況表

局連名	会 員 数		
	平成26年4月1日	平成25年4月1日	増 減
	人社	人社	人社
東 京	17,853	18,138	△ 285
関 東 信 越	19,247	18,449	798
大 阪	9	9	0
北 海 道	4,760	4,902	△ 142
仙 台	3,665	3,680	△ 15
東 海	7,907	7,511	396
北 陸	6,452	6,553	△ 101
広 島	8,581	8,483	98
四 国	5,806	8,768	△ 2,962
福 岡	9,511	9,187	324
南 九 州	3,083	2,603	480
沖 縄	525	535	△ 10
計	87,390	88,809	△ 1,419
	87,399	88,818	△ 1,419

(注) 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

別表2 過去5年間の会員数の推移

(単位：人社)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
会 員 数	89,892	89,055	87,925	88,809	87,390
前年度比	△2,835	△837	△1,130	884	△1,419

別表3 間税会会員数階層別分布状況

局間連	東 京	関東信越	北海道	仙 台	東 海	北 陸	広 島	四 国	福 岡	南九州	沖 縄	合 計
100名未満	15 (13)	13 (13)	9 (9)	42 (42)	27 (25)	1 (1)	18 (19)	5 (6)	2 (3)	22 (23)	4 (3)	158 (157)
100名以上	35 (34)	17 (17)	14 (14)	6 (6)	8 (10)	3 (3)	13 (12)	10 (10)	15 (13)	12 (13)	2 (3)	135 (135)
200名以上	23 (26)	11 (11)	4 (3)	4 (4)	5 (6)	4 (4)	11 (13)	2 (4)	5 (7)	2		71 (78)
300名以上	6 (7)	4 (6)	2 (3)		3 (2)	2 (2)	6 (4)	2	1			26 (24)
400名以上	4 (1)	7 (5)	1 (1)		2 (1)		2 (2)	2 (3)	2 (3)			20 (16)
500名以上	(2)	3 (4)			1 (3)	1 (1)			1			6 (10)
600名以上		1 (1)			1 (1)				1 (2)			3 (4)
700名以上		1 (2)				3 (2)		1	1 (1)			6 (5)
800名以上		2				(1)		(1)	1			3 (2)
900名以上		1 (2)						1 (1)	1 (1)			3 (4)
1,000名以上	1 (1)	3 (2)			1	1 (1)		(1)	1 (1)			7 (6)
計	84	63	30	52	48	15	50	23 (26)	31	36	6	438 (441)

(注) () 書は前年度

最 高	武蔵野 2,197	上田 1,218	札幌西 433	いわき 250	岐阜南 1,001	富山 1,494	徳山 441	高知 976	小倉 1,021	中津 201	沖縄中部 161	武蔵野 2,197
最 低	目黒 54	柏崎 10	富良野 45	黒石 12	多治見 18	奥越 90	吉田 41	脇町 62	対馬 77	小林 20	八重山 20	柏崎 10
平 均	213	306	159	70	165	430	172	252	307	86	88	200
モデル会	相模原 300	上田 1,218	旭川中 174	安達 101	岐阜南 1,001	武生 502	府中 265	阿波麻植 190	博多 720			平均 497

【はじめに】

平成23年3月に発生した東日本大震災とそれにより引き起こされた巨大津波及び東京電力第一原子力発電所の事故により被災された会員方々は、被災の復興に向けて取り組んでいるものの、依然として多くの会員方々が避難生活を余儀なくされています。

震災に際しまして、全間連、傘下間連及び単位会ほか関係者の皆様には、義援金等多大なるご支援をいただき誠にありがとうございました。

お陰様にて、仙台間連におきましては、平成24年度から活動を再開することができました。本紙当欄をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

【組織状況】

仙台国税局間税会連合会（仙台間連）は、東北地方を一円とする連合会であり、青森県連、秋田県連、岩手県連、山形県連、宮城県連及び福島県連の6県連に加盟する52間税会・秋田県眼鏡専門店組合並びに東北地方揮発油税務協力会連合会及び第二地方銀行東北地区協会（印紙税部会）の会員と賛助会員で構成されています。

※会員数 震災前（平成23年4月）4,401人社、
平成26年4月現在 3,692人社

【活動状況】

各単位会等における主な活動状況は、次のとおりです。

○消費税の転嫁対策研修会

宮城県連及び仙台南・仙台北・仙台中間税会は、平成26年1月24日（金）に山元町中央公民館（亶理郡山元町）で消費税等研修会を開催。

国税局消費税課連絡調整官を講師にお迎えし、「消費税の転嫁対策」をテーマに研修が行われ、多くの会員が出席した。

○女性部会創立記念講演会開催

岩手県連 盛岡間税会女性部会は創立10周年を迎え、平成25年10月24日（木）に盛岡劇場視聴覚室（盛岡市）で記念講演会を開催。

全間連前専務理事 江川治美氏を講師にお迎えし、「間接税と消費税」と題した記念講演会が行われ多数の会員が出席した。



○間税会入会・Tax利用促進広報

福島県連 白河間税会は主要道路沿いに看板を設置し、通年「間税会入会及びTax利用促進」の広報活動を行いました。



○税を考える週間の街頭広報活動

山形県連 山形間税会は平成25年11月15日（金）大沼デパート前（山形市）で、同米沢間税会は11月8日（金）イオン米沢前（米沢市）で、福島県連 郡山間税会は11月12日（火）JR郡山駅前で、岩手県連 花北間税会11月16日（土）は江釣子ショッピングセンターでそれぞれ役員などがリーフレット、クリアファイル等を配布し、消費税の広報、Tax利用促進などの街頭広報活動を行いました。



（山形間税会）



（米沢間税会）

○「税の標語」などの新聞広告

福島県連 須賀川間税会は平成25年11月14日付地元新聞「あぶくま時報」夕刊に、「税の標語」の入選作品及び間税会PR広告を行いました。

○「税の標語」募集・表彰式

福島県連 いわき間税会は租税教育の一環として、平成25年11月13日（水）いわき市内の小学校6年生にクリアファイル3,500部を贈呈しました。

また、積極的に「税の標語」募集活動を行い、11月14日（木）いわき駅前Q-21ビルダイヤモンドホールでいわき税務署長及びいわき市長等出席のもと「税の標語」の表彰式が盛大に行われました。



平成25年度 須賀川間税会

「税の標語」入選作品

○全国間税会連合会入選
初めての ぼくの納税 消費税

○須賀川間税会 会長賞
良いことに 使ってほしい 消費税
大切な 未来に続く 消費税
次世代へ 役に立てるぞ ぼくらの税金
消費税 値上がり大変 でも重要
須賀川税務署内の小学5・6年生360名から
685点のご応募がありました。
沢山の応募誠にありがとうございました。

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税で組織する団体です。私たちは、間接税についての知識を普及し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力しています。また、会員企業の健全な発展に寄与するために、色々な情報を提供するとともに、会員間の交流を図っています。

須賀川間税会
会長 加藤 敏彦
〒982-0814 須賀川市新田川字宮の前168-143
（税）パートフル会計事務所3くしあ事務所内
TEL.0248-76-5181



沖縄間税会連合会
那覇間税会
会長 名幸 諄子

この度は、全国間税会総連合会の会報にて、沖縄間税会連合会、那覇間税会の活動について紹介できる機会を設けていただきまして誠に有難うございます。

私が沖縄間税会連合会の会長に就任して、全国間税会の会議に初めて参加したのが平成20年でございますので、早くも6年の歳月が流れました。当時は、沖縄から全国間税会の総会をはじめとする諸会議への参加は少ない状況ではございましたが、役員の皆様、事務局の皆様にご指導を賜りながら、沖縄間税会連合会の状況と今後の活動について協議を行いました。間税会をいかに活性化させるかについて、まずは団体としての社会的な役割と必要性を周りの皆様に周知することが必要だとの意見が出されましたので、クリアファイル（世界の消費税）の配布、「税の標語」の

沖縄間連の組織状況 会員数の現状と推移

沖縄間連	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年
沖縄中部	161	155	125	128	121
北那覇	151	153	161	164	168
沖縄北部	98	108	111	114	118
平良	49	49	49	49	54
那覇	46	50	54	49	49
八重山	20	20	20	20	60
合計	525	535	520	524	570

【北那覇間税会】



北那覇間税会
会長 普天間初子

北那覇間税会は、浦添市・西原町・那覇市首里を中心に151社の会員で構成し、会員サービスとして研修活動に重点を置いています。

研修活動を通して、異業種交流や会員企業の社員の資質向上を目的に研修内容を検討して実施しています。

毎年4～5回の研修会・講演会・講習会を無料で開催しており、その中で好評を得ているものを紹介します。

1. AEDを使った「普通救命講習会」の開催

私たちの周りで急に意識を無くして倒れた人がいたらどうしますか？ 救急車を呼びますが、救急車が来るまでのあいだ周りの人が救急法を施すことで救命できることがあります。

最近、AED設置個所が増えています。使用法が解らない方が大勢います。

そこで、浦添市消防署にお願いして「普通救命講習会」を年間2回開催しています。（毎回40名位参加）

2. 「企業視察」

沖縄県内で頑張っている企業を訪問し、会社説明を受



AED講習会

募集を通して間税会の活動についてPRを積極的に行って参りました。クリアファイルは、我が国の消費税と世界148カ国の消費税（付加価値税）の税率がわかり易く記載されています。広く配布することで、税務行政に協力する団体である当会のPRに大いに役立ちました。また税の標語の募集につきましても、平成25年応募総数は6,182件（那覇3,135件、北那覇3,047件）と順調に推移しております。以前は300件ほどしか集まらなかった標語ですが、こちらは那覇税務団体協議会、北那覇税務団体協議会との連携により応募総数を飛躍的に上げることができました。

しかしながら現状として、全国各地の間税会と比べると、本県での活動内容や会員数はまだまだ十分とは言えず課題も多く残っております。今後も間税会の広報活動や会員獲得に注力し、間接税の重要性を沖縄の地から発信できるように取り組んで参ります。

これからも沖縄間税会連合会、那覇間税会にご指導賜りますようお願い申し上げ、私のご挨拶と致します。

けたり社内見学をさせていただいています。

個人または個社では他社を訪問し、説明していただくことは難しいことですが、北那覇間税会として交渉し、異業種交流と会社の紹介をしていただいております。

訪問企業は、これまでに20社を超えていて、沖縄県内のリーディング企業は勿論、食品・工芸・環境・電力等など多岐にわたります。

3. 「講演会」「研修会」の主なテーマ

「消費税」・「相続税」・「新会社法」・「世界の経済情勢」・「経営活性化」・「財務の危機管理」・「キャッシュフロー」・「心のメンテナンス」・「コーチング」・「リーダーの条件」・「部下のS・O・Sを見逃すな」・「聴く力」・「食糧自給率39%から見えるもの」・「IT活用法」・「最新事業承継対策」

他には、「税の標語」募集・表彰事業を税務署・学校・他団体の協力を得て実施しています。

【沖縄中部間税会】

沖縄中部間税会の活動内容を報告申し上げます。

当会が一番力を入れて活動していることは、会員への



沖縄国税事務所 土屋次長のご挨拶



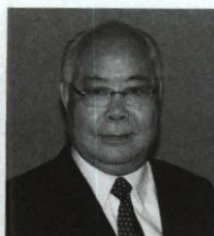
議事を進行する名幸会長



研修事業 企業視察



研修風景「リーダーの条件」



沖縄中部間税会
会長 當山 政順

我々が出来る会員への最大のサービスは、会員同士の親睦交流を深めてもらい、参加して楽しい会にすることと、税知識の習得をお手伝いするということでもあります。

消費税は大変重要な税収として位置づけられており、また、沖縄県におきましては地場産業の泡盛・ビールによる酒税も大変重要な位置づけにあります。間接税を中心とする間税会の役割というものは、益々重要性を増しております。当会と致しましても会員の皆様に消費税の期限内納税を推進すると同時に、泡盛のPRと消費拡大に貢献し、また、税務行政への積極的協力を行うことで、会員の啓蒙につながり、ひいては会員の安定した経営のお役立ち、地域社会への貢献になるものとしてがんばる所存です。

具体的な活動といたしましては、年間を通しての新規会員の勧誘活動、そして理事会、役員意見交換会、税務署との意見交換会の開催、関係団体への行事参加、確定申告時期の申告PR、講演会・勉強会の開催、会報の発送等を行っております。

特に25年度は消費増税を控え、勉強会を3回開催し、会員への知識を深め増税に備えることができました。理事会、役員意見交換では議案のみならず、役員相互の親睦を深め、会の活性化をはかってまいりました。税務署との意見交換では、役員をはじめ参加し、消費者としての意見や活動状況を報告し、また、税務行政からの依頼要望をお聞きしてまいりました。関係団体との親睦を深めることで、情報・意見交換をし、間税会の発展につながるよう行なってまいりました。確定申告の時期には大通りに面し懸垂幕を掲げ、リーフレットを配布するなどPRをしております。会報につきましては、税に対する深い知識が得られると、会員にも喜ばれております。

様々な団体で会員減少に悩むなか、お陰様で当会の会員数は順調に増加しております。まだまだ小規模な団体ではありますが、



間税会での講演会



間税会活動の様子



総会での
功労者表彰式



中部総会の様子



未成年者飲酒防止
キャンペーン

サービスと税務行政への積極的協力であります。現在、我々のまわりには多種多様な団体が存在し、各々の活動を行っており、一つの企業でいくつもの団体に所属しているというのが現状です。このようななかで、間税会の意義を訴え、新規に加入して頂くというのはとても難しいものがあり、大変苦勞するところでもあります。

今後は内容も益々充実した活動にすべく、役員一丸となって会員サービスに努める所存ですので、皆様方のご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

【沖縄北部間税会】



沖縄北部間税会
会長 山川 宗克

設立以来、税務行政及び友誼団体のご支援ご協力のもと、税に関する研修会や講演会等を開催しています。

＜組織状況＞

平成14年3月末の159名をピークに減少に転じています。活発な会運営及び財政基盤の確保の為に会員増強は必須であります、厳しい状況下にあります。

・会員数の推移（各年3月末日現在）

区分	22年	23年	24年	25年	26年
会員数	118	113	111	108	98
増減	△4	△5	△2	△3	△10

＜平成25年度の主な会活動＞

①会議等の開催

正副会長会議 2回（6月・12月）

理事会・通常総会 1回（6月）

②名護税務署長講演会及び懇親会の開催

名護税務署矢本智代志署長をお迎えし、「税の役割と税務署の仕事」と題して、沖縄北部法人会との共催で講演会を開催。終了後、税務当局と会員相互の親睦と交流を兼ねて懇親会を開催。



③消費税に関するアンケート調査（24年度は調査なし）

全間連の消費税に関するアンケート調査依頼に基づき、理事役員を対象に実施。



区分	21年	22年	23年	25年	26年
回答数	9	8	8	10	7
回答率	60%	53.3%	53.3%	66.6%	69.2%

④税務関係団体等との連携・協調

・税務関係6団体を構成委員とする沖縄北部税務団体協議会と名護税務署との定例会を1回開催し、各団体の連携・協調、税務署との情報交換等を行っています。

・当協議会でやんばる産業まつりに出展し、体験型租税教育の実施や各団体ののぼり旗の設置、パネルの展示等で会のPRを行いました。

・確定申告期における適正申告の啓発・期限の周知を図るため横断幕を作製し、広報活動を実施しています。



組織増強への取り組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、8頁に掲載しましたように、平成26年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、87,390人社となり、前年同期の88,809人社に比べて1,419人社の減少となりました。

このような趨勢の中で、会員増強に精力的に取り組まれ、顕著な会員増に結びつけた間税会もあります。

今回の間税会だよりでは、平成25年度中に70人社以上の会員増を行った会の中から、7間税会について、会員増強への取り組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

甲府間税会 東京局間連

会員数 (人社)	22年	23年	24年	25年	26年	増加会員数
	315	320	331	320	410	90

※23.8.24事務局が（一社）山梨県法人会連合会に移転

1. 組織拡大への取り組み方

- ・地方の中小零細企業を取り巻く経営環境は厳しく、各団体とも会員減少への対策に苦戦しています。当会の退会者数も、23年度13人社、24年度14人社、25年度13人社と多く、会員減少が大きな課題でありました。退会者からは『間税会に入っているのにメリットがない。経費を節約したい。』等の意見が多く、会員のメリットと財政基盤の強化の両立に取り組む必要がありました。
- ・平成23年度は事務局主体の会員増強により新規会員54人社を獲得し、平成25年度は会長・組織担当副会長のリーダーシップにより当会役員に声掛けし、新規会員紹介運動を強力に実施し、新規会員103人社を獲得しました。
- ・当会役員によるこの新規会員紹介運動を年間を通し取り組んだことが奏功し、大幅な会員増加に繋がりました。

2. 主な事業活動の内容

- ①当会は、従来から、公立中学校・学習塾の生徒を対象に「税の標語」募集を行っており、平成25年度応募実績は応募者数1,840人、応募作品数3,806作品でありました。（税の標語応募実績：平成23年度4,239作品、平成24年度4,015作品）
- ②税を考える週間事業（税の啓発活動）として、全会員及び「税の標語」応募者全員に「世界の消費税クリアファイル」を配布し、また、「税の標語」優秀作品応募者を訪問し表彰しています。
- ③会員にメリットのある事業活動として、平成24年度から、改正消費税法に関する参考書の全会員への配布、消費税研修会の開催に取り組んでいます。
- ④甲府税務署長を講師とする新春講演会を開催し、最近時の税務行政への理解を深めるとともに、新年賀

詞交歓会の開催により税務署幹部職員との意見交換、会員相互の異業種交流に取り組んでいます。

3. 今後の活動方針

- ・消費税率引上げの背景下で間税会の存在価値が問われる重要な局面であるため、改正消費税法の知識の普及・啓発、消費税を中心とした税制への要望・意見提供に真摯に取り組むとともに、今後も会員ニーズに立脚した事業活動に取り組む方針です。

大月間税会 東京局間連

会員数 (人社)	22年	23年	24年	25年	26年	増加会員数
	320	333	340	322	413	91

1. 組織拡大への取り組み方

平成25年度の会員増強取組みの経緯を以下紹介します。

- (1) 平成25年度通常総会における役員改選により、新会長から間税会の存続発展と組織運営の充実を図るために会員増強への取組みの強い決意と方針が示される。
- (2) 総会終了の数日後、管内会員不在の2村事業所に対し隣接支部役員が率先して（事務局長帯同）加入勧奨活動を展開。13人社の会員申込となる。
続いて、同じく管内会員不在の1町、1村の事業所に対し隣接支部役員が率先して（事務局長帯同）加入勧奨活動を展開。6人社の会員申込となり、これで会員不在の管内市町村はなくなった。
- (3) 会長と事務局長により7支部の副会長又は支部長を訪問し、率先推進支部の好事例を紹介し、会員増強推進策について協議を行う。
- (4) 正副会長・支部長会議を開催し、既に取り組み結果を出している支部の活動状況を紹介し、支部毎に増強目標を設定し、会員増強取組みへの意思統一を図った。（初期会員数321、当期末目標会員数418、当期増加目標会員数97、増加率30%）
- (5) 理事会を開催し、支部毎に会員増強進捗状況を発

表し目標達成見通しを確認する。以後、各支部の進捗状況を踏まえ、会長及び事務局並びに各支部との打合せ会を個別に行うとともに、定期的に会長・事務局長より活動の促進依頼と激励を行う。



- (6) 正副会長会を開催し、支部毎の会員増強進捗状況及び目標達成を確認する。但し、未達の支部においては引き続き取組みをお願いする。

2. 主な事業活動の内容

- (1) 通常総会及び賀詞交歓会開催時における税務研修会及び特別講演会の開催
- (2) 支部主催税務研修会の開催
- (3) 法人会主催セミナー（税務研修&特別講演）への協賛
- (4) 税務署主催による納税表彰式への参加
- (5) 税務署管内租税教育推進協議会主催による中学生税金弁論大会への後援
- (6) 東京国税局との意見交換会への出席
- (7) 日帰り研修旅行の実施
- (8) 税務署管内関係民間団体長会及び意見交換会への出席
- (9) 税務署管内関係民間団体長会確定申告PRのCM撮影・TV放映
- (10) 会報誌の発行（年1回）



3. 今後の活動方針

今後も消費税を中心とした間接税制の円滑な運営や普及活動を目指した活動を実施する中で、税務行政への協力、会員組織の拡充などを行うとともに会の活動を更に充実させ、会員に喜んでもらい、そして、ためになる事業を展開していきたいと思います。



三保の松原富士

ましたが、4月からのモデル会指定を受けて、更なる協力をいただきました。

また県連の組織委員会での交流に学び、越谷間税会のファミリー会員制度を参考にさせていただき単位会独自でパートナー会員制度を発足しました。

取組みの結果、会員数はパートナー会員も含め1,160名に躍進しました。新入会員に対しては、各種主催事業の懇親会にて紹介し、会に定着するよう配慮しています。

2. 主な事業活動の内容

- ・税を考える週間講演会
- ・研修旅行（今年度は日帰りで実施予定）
- ・浦和間税会との交流会

会員相互の親睦を深め、税の知識を深める研修会や他単位会との意見交換を実施しております。

また、下記を三大事業として位置づけ主体的に取り組んでいます。

※数字は昨年度実績

- ・税の標語 4,285点の応募
- ・クリアファイル 13,100枚
- ・税のアンケート 要請70に対して463回収

3. 今後の活動方針

義務感が強かったり興味のないことに人は集まりません。このことを念頭にその時点で出来る最高の企画を常に考えています。楽しかったり、非常に有用な内容であれば口コミで会の活動も広まり輪も広がります。

一部の役員の献身的な協力により事務局運営もされてきましたが、独自の運営ができるように、引き続きホームページにおけるバナー広告等の取組みを推進していきます。

大宮間税会

関東信越間連

会員数	22年	23年	24年	25年	26年	増加会員数
(人社)	370	405	421	530	1,160	630

1. 組織拡大への取組み方

機関会議、主催事業の際には役員、会員に対して増強を呼びかけております。

しかしながら役員も知り合いには声を掛け尽くしてしまった感もありました。ここ数年は地元金融機関（武蔵野銀行）に会員加入勧奨にご協力いただいております。

川口間税会

関東信越間連

会員数	22年	23年	24年	25年	26年	増加会員数
(人社)	250	250	350	350	420	70

1. 組織拡大への取組み方

平成24年より組織拡大実行委員会を発足し、理事会・役員会の際に会員増強をお願いしています。具体的に役員には5名増強、理事の皆様には2名の会員増強をお願いし、その他の会員の方にも増強を呼び掛けています。

また、地元の金融機関（川口信用金庫・青木信用金庫・武蔵野銀行）の各支店を回り会員増強をお願いしています。

2. 主な事業活動の内容

- ①日帰り研修旅行の実施
- ②年2回のゴルフコンペ
- ③消費税等の研修会

3. 今後の活動方針

今年も会員増強を計り、組織拡大実行委員長を中心に役員理事の皆様にお越しし会員増強を推進していきます。



高崎間税会 関東信越間連

会員数	22年	23年	24年	25年	26年	増加会員数
(人社)	270	300	290	330	400	70

1 組織拡大への取組み方

平成22年に前年の310人社から270人社に激減したのを機に、当会の会長、副会長、役員が増員を計った結果、23年には会員増に成功しました。しかしながら増加の努力を継続しなかったため、24年には再び減少に転じました。増やす努力をしなければ会員の自然減に歯止めがかかりません。24年の反省に基づき、会員増加に向け、前回役員だけに限定していた増員を一般会員にも依頼し、役員以上には最低3社増を目標に設定致しました。その結果、23年の300人社を上回る330人社となり、その継続により26年では400人社を達成することができました。

個人事業主の中には高齢化により廃業する店舗も多く、時代の流れに伴う退会も少なくありません。

高崎間税会においては、減少数を上回る入会者を募ることを目標にして参りました。上の表には記されていませんが、増加している年も数多くの退会者がいます。増員は会を挙げて増加に取り組み、会員一人一人が常に増員を意識し、心掛けることだと考えます。そのために入会申込書も2ツ折名刺サイズにして、常に携帯しやすくしました。

会員数400人社



以前より携帯しやすくなった入会申込書



消費税期限内完納を誓う

となりましたが、さらに増加すべく、会員全員で取り組んで参ります。

2 主な事業活動の内容

平成25年5月～平成26年4月の活動実績

- ・活性化委員会（年4回実施）
- ・関係税務団体へ参加（8回）
- ・理事会
- ・女性部総会
- ・第24回通常総会
- ・高崎税務署長講演会
- ・広報誌「KAZE」第10号発行
- ・税を考える週間研修会（高崎税務署副署長の講演、古今亭今輔師匠の落語）
- ・納税表彰式への参加
- ・女性部研修会（右写真）（高崎税務署副署長の講演、群馬交響楽団弦楽四重奏鑑賞）
- ・会報発行（通算25号）



3 今後の活動方針

- ① さらなる会員の増加を目指す（目標500人社会員）
- ② 若い世代の会員を増やす（青年会の活動増強）
- ③ 中断しているバスツアーの実施（楽しい間税会を実感）
- ④ 役員の温泉地での一泊研修（様々な情報交換）
- ⑤ 消費税引上げに対する勉強会（日本を支える税金の大きな柱）
- ⑥ e-taxの促進（近代化への取り組み）
- ⑦ その他、地元音楽家による演奏会、映画鑑賞会など、会員に喜んで頂ける企画を実施したい。

岐阜南間税会 東海間連

会員数	22年	23年	24年	25年	26年	増加会員数
(人社)	509	472	450	450	1,001	551

1. 組織拡大への取組み方

当会では、平成25年度にモデル会の指定を受けたことを組織拡大の最大のチャンスとして捉え、会員増強目標と青年部立上げを宣言し、活動をスタートさせました。会長が常に会員増強運動の先頭に立ち各役員・会員への訪問を継続して行い、会員増強への意見を求め一人でも多くの紹介を頂くよう働きかけて毎日少しずつですが増やしていきました。又役員には一人20名の協力要請をお願いしました。しかし、これだけの会員増強が出来たのは、会長自らが率先して行動されたのが一番の要因なのではと思います。

2. 主な事業活動の内容

- ① 青年部の立上げ
かねてよりの念願であった青年部の発会式を13人のメンバーで開催いたしました。

② 税の啓蒙活動

例年通りの中学生対象の税の標語募集に加え、本年度より管内の小学校対象の租税教室で出前授業を開催させて頂きました。税務協力団体として未来の納税者に対する税の啓蒙活動は、今後最重要事業と位置付けて力を入れていくつもりでいます。

③ 会員の親睦

本年度も研修を兼ねて静岡の「大塚製菓(株)袋井工場」でポカリスエットの製造工程を見学して来ました。

④ 記念講演会の開催

岐阜南間税会の活動内容を会員以外にも知って頂こうとの趣旨で、市民にも呼びかけ本年度は岐阜市出身の漫画家、山田貴敏さんを迎え開催いたしました。

3. 今後の活動方針

今後も税務協力団体として税の啓蒙活動を中心に活動をしていきたいと思ひます。新たな活動としてはパソコンによる確定申告e-Taxの普及活動並びに勉強会の実施も検討していきたいと思ひます。尚、会員増強につきましても今後における大きな課題として役員の皆様と共に取組んでいく所存でございます。



税の標語表彰

間税会が担う責務の重点事項となります。そのためにもより多くの会員増強は不可欠です。

① 間税会役員は、その目的意識をしっかり把握する。

② 26年度は特に「全間連福岡大会」開催を念頭におき、32名全役員が組織委員として活動し、会組織の拡充を計ることにより誇りある間税会を作り上げることを主眼とする。

③ 10名程の役員増員を計り、加入勧奨への一層の増幅を計る。特に前述②については、福岡開催地に恥じない「福岡間税会」知名度を上げる絶好のチャンスと心得、全ての任務を全うする。

会員増強を計るために、各役員が目標ノルマの自己申告をし、クリアするよう最大の努力をはらう。

2 主な事業活動の内容

イ、定期的に税務研修会(印紙税・消費税等)を開催し都度知識の向上を計る。

ロ、総会・講演会等に会員参加での有意義な懇親会を開催する。

ハ、青年・女性部会独自の研修会開催

青年・女性部会の活躍寄与度が大である

3 今後の活動方針

① 退会者の減少を抑えるため、役員各自が入会勧奨者へ適宜にアプローチをかけ(1役員30人社)本会との連係を保つ。そのためにも役員増強は不可欠である。

② 魅力ある会を推進してゆくため、他の単位会との相互交流会を計画し意見交換・勉強会等を開催する。又旅行会・見学会等多彩な催しを計画してまいりたい。

全間連会報第130号の仙台国税局間税会連合会の広告に山形県間税会連合会が記載漏れとなっていましたので、お詫び申し上げます。

仙台国税局間税会連合会

山形県間税会連合会

会長 鈴木 吉徳

福岡間税会 福岡局間連

会員数 (人社)	22年	23年	24年	25年	26年	増加 会員数	26年度目標 会員数
	962	919	920	911	998	87	1,030

私達福岡間税会会員は、常に「情熱・行動・創造」を求めて邁進します。

1 組織拡大への取組み方

間接税率の増大により、一層の税務知識の高揚は

始めよう! 月々2,900円
からの安心生活!



全日警のホームセキュリティ
HAPPY GUARD
ハッピーガード

お見積りは、無料! お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は www.zennikkei.co.jp/hs/ ☎ 0120-87-7575

常任理事会開催される

去る7月25日（金）午後2時から東京・麹町弘済会館において、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部三宅啓介消費税室長から、ごあいさつをいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第41回通常総会等の開催
- ② 「全間連の最重点施策」の実施について
- ③ 平成25年度収支計算書（見込額）及び平成26年度収支予算書（案）
- ④ 平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画（案）
- ④ 今後における組織増強への取組みと財政基盤の強化等について
- ⑤ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用について
- ⑥ 「税の標語」の募集等について
- ⑦ 平成26年度税制改正について
- ⑧ 平成27年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

正副会長会議の開催

去る7月25日（金）常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営のあり方等について、幅広い観点から検討が行われました。

青年部役員会の開催

青年部は、去る6月27日（金）事務局において、午後3時30分から、役員会を開催し、第36回通常総会の開催及び今後における青年部のあり方等について、協議しました。

揮発油税中央セミナーの開催

第35回揮発油税中央セミナーは、6月18日（水）午前9時30分から東京・麹町弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の本支店、事業所等の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室末安直貴諸税第一係長を講師として行われ、120名が受講しました。

全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会（石坂匡身理事長）は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援してくださることになり、去る7月25日（金）に開催された常任理事会の席上において、石坂理事長から大谷会長に対し、支援金（200万円）が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の応募数やクリアファイルの配布枚数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。



全間連の主な動き（26. 5. 15～9. 2）

5月15日(木)	広報委員会	東京
5月15日(木)	全間連会報発行第130号	
5月19日(月)	仙台局間連総会出席	仙台
5月20日(火)	広島局間連総会出席	広島
6月3日(火)	北海道間連総会出席	札幌
6月9日(月)	東京局間連総会出席	東京
6月11日(水)	東海間連総会出席	静岡
6月11日(水)	福岡局間連総会出席	博多
6月13日(金)	輸出品販売場等税務懇話会総会出席	東京
6月18日(水)	北陸間連総会出席	金沢
6月18日(水)	揮発油税中央セミナー	東京
6月19日(木)	関東信越間連総会出席	さいたま
6月25日(水)	南九州間連総会出席	鹿児島
6月26日(木)	税制委員会	事務局
6月27日(金)	青年部研修会、役員会、国税庁幹部との意見交換会	東京
7月2日(水)	企画会議	事務局
7月8日(火)	軽減税率に関するヒアリング 与党税制協議会	
7月9日(水)	財務委員会	事務局
7月10日(木)	会務運営委員会	事務局
7月11日(金)	総務委員会	事務局
7月25日(金)	正副会長会議	東京
7月25日(金)	常任理事会	東京
8月8日(金)	事務局長会議	事務局
9月1日(月)	企画会議	事務局
9月2日(火)	四国間連総会	高松